

福島第二原子力発電所における 2024年度の人身災害発生状況及び 2025年度の安全活動計画について

2025年6月6日

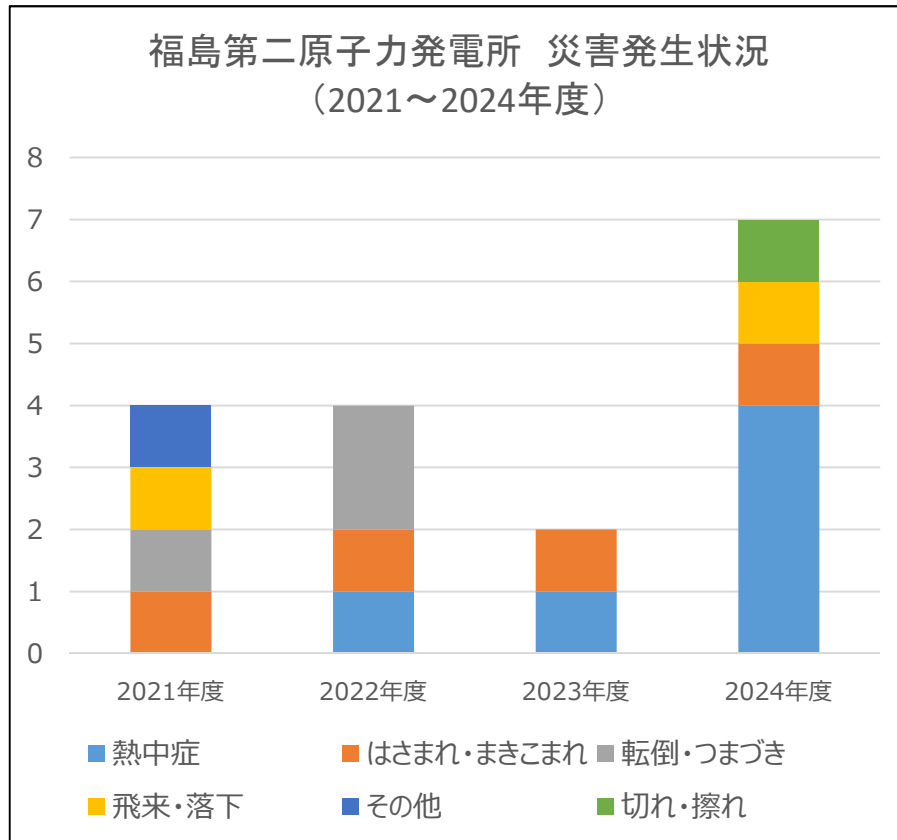
東京電力ホールディングス株式会社

1-1. 2024年度の災害発生状況

1

◎2024年度 災害発生状況（2025年3月31日時点）

【年度別災害発生件数】



◎災害発生の概要（2021年度～2024年度）

【2021年度】

- ①7/8 人・物品・車両検査警備業務にてパトロール終了後、靴履き替えエリア区画の木枠から出ていた釘を踏み負傷。
- ②9/4 発電所本館出入監視警備業務における巡視中段差を降りたときに足を捻り負傷
- ③12/7 しゃ断器点検中、状態表示部に右手親指をはさまれて負傷

【2022年度】

- ①7/7 自転車で出発時、バランスを崩し、左足を着地の際に負傷
- ②7/26 ドラム缶の吊り降ろし作業に従事していた監視員が体調不良（熱中症）
- ③10/19 構内緑化施設等維持管理業務にて除草前の現場確認中、側溝に落ち足を負傷
- ④2/8 作業員が更衣室入り口扉に右手を挟み負傷

【2023年度】

- ①8/7 照明設備改修作業中における体調不良者の発生（熱中症）
- ②1/15 2号原子建屋付属棟給気ファン（A）点検における負傷（はさまれ）

【2024年度】 災害：3件 熱中症：4件

➤ 災害発生状況 … スライド2～8を参照

災害種別件数	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
熱中症	0	1	1	4
その他	1	0	0	0
転倒・つまづき	1	2	0	0
はさまれ・まきこまれ	1	1	1	1
飛来・落下	0	0	0	1
切れ・こすれ	0	0	0	1

- ✓ 2024年度は2023年度と比較して5件増加。（2件 ⇒ 7件：増加傾向）（青字：良かった点 赤字：災害の要因）
災害件数内訳 … 熱中症：4件 はさまれ：1件 飛来・落下：1件 切れ・こすれ：1件
- ✓ 2Fの災害発生の傾向として『請負（協力企業）』による災害発生が主であり、『社員』災害の発生はない。
災害種別の傾向として『熱中症』『はさまれ・まきこまれ』『転倒・つまづき』を起因とした災害が多く発生している。（他部門も同様）
『熱中症』については、共通して熱中症対策（12の対策※1）は適切に実施されていたが、午前の作業（他件名）を確認しなかったため作業員の熱疲労が把握出来ずに発症した事例のように作業・体調管理面で体調変化に気付く事ができなかったことが要因。
一方で早期発見・対応により被災者の重症化を抑制出来ている点は良好事例。

※1：スライド20 熱中症対策（12の対策）の徹底 参照

1-2-1. 2024年度の災害発生状況(令和6年度 第1回6/14報告済)

2

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
災害 1	8月7日	輸送容器専用吊具点検におけるシリンダー分解時に手指をはさまれ負傷	請負	はさまれ	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
1号機 タービン建屋2階		輸送容器専用吊具のエアーシリンダーパッキン交換に伴い分解が必要なためクレビス（※）を取り外す作業に取り掛かった。一人で重さ約5kgのクレビスを緩めていた時に自分の感覚よりも早く外れて床に落ちた際に支えていた左中指をクレビスと床の間に挟まれた。 その後、事務本館医務室（健康管理室）にて産業医の診察後、ふたば医療センター附属病院にて診察・治療を受けた。 ※吊具アーム部とエアーシリンダーとの接続する金具	50	27年 2か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
◎管理的要因: ・災害発生リスクの抽出不足 (当該作業が危険作業として抽出できなかった) ・クレビスを取外の際、ネジのかかりを確認する手順となっていなかった ◎物的要因: ・クレビスはネジのかかりがきれたら落下する構造 ・はさまれに備えた保護具を着用していない (耐圧グローブ等) ◎人的要因: ・3個目の作業で慣れによる油断があった ・クレビス落下に対する備え（腕に力を入れる）がなかった			◎当社 ・本災害のO E情報を活用し所員及び類似作業のある企業へ本事象を周知し注意喚起を行う。 ◎協力会社 ・クレビスの取付、取外の際は、ネジのかかりを測定しネジ山が浅い10mm未満の箇所では、耐圧グローブを装着して作業を行う手順とする。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-2. 2024年度の災害発生状況(令和6年度 第1回6/14報告済)

3

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
熱中症 -①	8月6日	洗濯廃液処理, 袋詰め作業中における体調不良者 (熱中症) の発生について	請負	熱中症Ⅱ	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
1 / 2 号 廃棄物処理建屋		1 / 2 号廃棄物処理建屋 2 階 LD 乾燥機下部エリアにて洗濯廃液処理、袋詰め作業を実施していたところ、一次下請作業員 1 名が立ち眩みを感じたため、作業を中断し、医療機関を受診した。	54	31年 0か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
◎管理的要因: - 午前中の作業内容（当社請負件名ではない）を確認しなかつたため、被災者の熱疲労が蓄積されていることに気付かなかつた。 ◎物的要因: ----- ◎人的要因: - 被災者は熱中症予防デバイス（カナリア）の取扱いについて理解不足だったため、電源ONせずに使用していた。 - 元請担当者は熱中症予防デバイス（カナリア）の着用確認のみで電源ONは確認していなかった。			◎当社 - 元請工事会社が使用する「体調確認チェックシート」が改訂され、その使用状況を確認する。 - 濃縮洗濯廃液処理作業を含め劣悪な環境（異臭等）での作業に関しては、酷暑期を避ける等作業時期を工夫する。 ◎協力会社 - 体調確認チェックシートに「午前中の作業」や「他件名の作業確認」及び「疲労度」を確認できる項目を追加し、元請工事担当者は作業開始前に本人の疲れ具合を確認する。また、作業員の熱へのばく露状況を定量評価し、作業従事可否を判断する。 - 元請工事関係者及び協力企業関係者への熱中症予防デバイス（カナリア）の取り扱いについて教育を行う。 - 元請工事関係者及び協力企業関係者への熱中症予防対策について、再教育を行う。また、その履行状況について確認する。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-3. 2024年度の災害発生状況(令和6年度 第1回6/14報告済)

4

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
熱中症 -②	9月2日	4号機制御棒移送作業における体調不良者（熱中症（I度））の発生について	請負	熱中症 I	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
4号機R／B 1 F 二重扉出口エリア		4号機制御棒移送作業において、吊具除染作業に従事していた作業員が体調不良（こむら返り）を起こした。 ※こむら返り：筋肉が痙攣してつってしまう症状	50	7年0か月	作業中
作業・健康・環境管理			再発防止対策		
本人から高血圧症との申請を受けており、作業責任者による配慮があった。 ◆作業装備 C服, 全面マスク, アノラック ◆作業環境 WBGT値：28℃ 熱中症対策「カナリア」は現場配置, 本人着用無し ◆被災者の当日の体調： 良好 ◆既往歴： なし ◆熱中症対策（12の対策） 適切に実施していた			◎当社 ・WBGTが25℃以上の際には、監理員が現場代理人に注意喚起を実施する。 ・協力会社の対策が有効に実施されていることを、巡視等により適宜確認する。 ◎協力会社 ・全面マスクを装着して実施する作業を最小限とすることを作業員に再周知する。 ・TBM-KY等で、全面マスクを装着する作業項目を確認する。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-4. 2024年度の災害発生状況(令和6年度 第1回6/14報告済)

5

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
熱中症 -③	9月10日	警備業務として屋外巡視を実施していた警備員が体調不良	請負	熱中症	軽傷Ⅰ
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
発電所構内		警備員が巡視終了後、Rw/B休憩所で休憩中に体調不良を訴え、その後、吐き気（嘔吐）と痙攣症状のため責任者とバス待合所まで移動した。その後、当社医療班の診断結果から救急車を要請し、救急車にて医療機関に搬送、診察・治療を受けた。 診断結果：過換気症候群、熱中症の疑い	27	0年6か月	屋外 巡視中
作業・健康・環境管理			再発防止対策		
◆作業装備 安全帽，安全靴，空調服、ライフジャケット ◆作業環境 WBGT値：14:30：29℃ 15:05：29℃ 熱中症対策「カナリア」着用（鳴動無し） ◆被災者の当日の体調： 良好 ◆既往歴： なし ◆熱中症対策（12の対策） 適切に実施していた			◎当社 ・今回の事象について警備関係企業との共有会議において紹介する。また、熱中症対策期間においては熱中症対策の実施状況について同会議内で確認を実施する。 ◎協力会社 ・体調チェックについては朝だけではなく巡視開始時も確認を実施し塩分・水分補給状況等を確認の上、巡視を開始するよう警備関係者 へ周知を行い管理を徹底する。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-5. 2024年度の災害発生状況(令和6年度 第1回6/14報告済)

6

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
熱中症 -④	9月16日	富葉苑駐車場増設工事を実施していた協力企業作業員が体調不良	請負	熱中症 I	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
富葉苑駐車場 (発電所敷地内の 構外駐車場)		被災者は、富葉苑にて駐車場（発電所敷地内の構外駐車場）の舗装作業に従事していた。 午前・午後の作業開始前の体調確認時には体調は平常であったが14時15分頃、日陰で座り込んでいる被災者を元請社員が発見した。 右足の攣り（体調不良）を申し出たため、現場詰所での休憩を促したが、被災者は自力歩行が困難であったことから元請社員は救急車を要請した。 医療機関での診察の結果、「I度（軽度）熱中症」と診断され点滴治療後に症状が回復したことから帰宅した。	64	25年0か月	作業中
作業・健康・環境管理			再発防止対策		
◆被災者の当日の体調：朝食・昼食摂取 ◆前日の睡眠時間：8時間程度 ◆作業装備：ヘルメット、長袖＋空調服、作業着（ズボン）、安全靴（舗装用） ◆作業環境：WBGT値：28.1℃（14：00時点） 熱中症対策「カナリア」未着用 ◆熱中症の既往歴：なし ◆熱中症対策（12の対策）：適切に実施していた			◎当社 ・熱中対象期間中の工事において、今回の熱中症事例を安全事前検討会で紹介する。また、作業員に対して体調異変や大きな疲労を感じた場合は遠慮なく休憩するよう安全検討会等で周知する。 ◎協力会社 ・朝礼時や現場作業時に、体調異変や大きな疲労を感じた場合は遠慮なく休憩するよう作業員へ声掛けする。		

* 傷害程度：休業日数による分類・重傷：14日以上・軽傷Ⅱ：4～13日・軽傷Ⅰ：1～3日・不休：休業なし

1-2-6. 2024年度の災害発生状況(令和6年度 第3回2/19報告済)

7

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
災害2	11月11日	第2構内保管品置き場整理業務における負傷について	請負	落下	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
第2構内保管品置き場		管理区域から搬出された非汚染物品を解体し、各種収納箱への収納を実施していた。 解体した碇子（8.1kg）を収納箱に入れるため、碇子を持ち上げ、収納箱の方向に体を回転させたところ、碇子を手から滑らせ、右足甲に碇子を落下させ負傷した。	58	1年 11か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
◎管理的要因: ・人力で運搬する場合において安全靴を装備して作業することから、足の甲に落とすというリスクを抽出出来ていなかった。 ・過去のOE情報を踏まえても、安全に作業管理ができていたと認識していた。 ◎物的要因: ・落下に備えた保護具（甲ガード）を装着していなかった。 ・碇子の人力での運搬時に台車を用いていなかった。 ・碇子の構造が持ちにくい構造であり、落下させやすい状況にあった。 ◎人的要因: ・同様の碇子を複数個すでに運搬していたことから、持ち方に疑念を抱いていなかった。			◎当社 ・本災害のOE情報を活用し、所員及び類似作業のある企業へ本事象を周知し注意喚起を行う。 ◎協力会社 ・不定形の物で落下するリスクがある物品を取り扱う場合は甲ガードを装着する。 ・重量物、その他怪我のリスクのある物についても、人力での移動距離が短くなるように台車等を用いて運搬する。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-7. 2024年度の災害発生状況（新規）

8

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
災害3	3月27日	防護設備保守点検作業中における作業員の負傷	請負	切れ・擦れ	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
1号機 原子炉建屋 南側道路付近		現場設備のセンサー補修作業を実施中、次の設備へ徒歩にて移動中に移動経路に設置されている電線管のサポートアングル上部の角に接触し左足の脛部左（膝下）を負傷した。（本人は意識あり、自立歩行可、出血有り、身体への放射性物質の付着無し。）	24	1年 0か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
◎管理的要因： ・TBM-KYで当該箇所を危険個所として抽出していなかった。 ◎物的要因： ・電線管のサポートアングルがむき出しの状態で設置してあった。 ・法面側通路が狭く、電線管のサポートアングル近傍を通行する必要があった。 ◎人的要因： ・安全確認不足 ・現場管理者等による監督・指導の不足			◎当 社： ・周辺防護区域柵の近傍にある平地を歩いて現場に向かう事を、当社社員、協力企業社員に周知徹底を行う。 ◎協力会社： ・当該の電線管サポートアングル及び類似箇所へ衝撃緩和材を装着する。 ・TBM-KY時に、O E 情報を用い類似の事案を共有する事で、危険に対する感度を向上させる。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

◎安全活動の取組み結果（まとめ）

◆2024年度 達成すべき目標：「災害発生件数 ゼロ」

- 2024年度における人身災害は『飛来・落下：1件 はさまれ：1件 切れ・こすれ：1件 熱中症：4件』で『請負（協力企業）』の7件発生であり、『社員』の災害発生はない。
- ✓ 安全活動計画の活動状況として、各主管Gの活動計画に基づいて、計画通りに展開できており重篤な災害や社員の災害は発生していないことから、活動の取組みは有効であると考えている。
- ✓ 人身災害の共通要因として、リスク抽出の不足やそれに起因するリスク排除まで至らずに災害が発生していると認識。
- ✓ 熱中症は協力企業で4件発生し、昨年度より増加を示している。
当所で展開している熱中症対策（12の対策※1）は実施していたが、午前の作業（他件名）を確認しなかったため作業員の熱疲労が把握出来ずに発症した事例のように作業・体調管理面で体調変化に気付く事ができなかったことが共通の要因と認識。
一方で発症時の重症化は抑制出来ており、早期対処（言い出しやすい雰囲気）と影響緩和（OS-1配備など）の取組みは普及している。

2025年度では所員と協力企業と一緒にリスク抽出訓練を体感することでリスク感度を向上させ、リスク抽出と排除の徹底を定着化させて災害の発生を防止する。
また、熱中症では、防止対策の浸透・定着化のため周知・徹底を図る活動を継続して展開します。



※1：スライド20 熱中症対策（12の対策）の徹底 参照

2025年度 安全活動計画へ反映

◎ 2025年度 安全活動計画 目標・期待事項

(赤字：安全活動計画への反映点)

■ 目標・期待事項

・「災害発生件数 ゼロ」

■ 期待事項

◆ 熱中症防止対策の活動

- ・熱中症対策（12の対策※1）の理解向上と浸透を図り現場作業において実践
- ・熱中症発生時の緩和対策について理解の浸透と実践（空調服・クールベスト・保冷剤、OS-1の配備等）
- ・熱中症災害のカウント見直しと体調不良時に言い出し易い現場の環境づくり
- ・現場の課題、問題点（懇談会や対話などで抽出）をフィードバックし改善の結果を共有

◆ 過去の災害事例に学び災害発生を防止

- ・転倒・つまづき災害、はさまれ災害（増加している災害）につながる現場環境や動線も含め危険箇所を把握し災害発生を防止
- ・過去の災害事例、OE情報に学び徹底したリスクアセスメント（リスク抽出と排除）を実施（協力企業も交えリスクアセスメントやKYに関するノウハウの共有化やリスク抽出訓練を体感し災害防止を図る）
- ・安全装備品（保護具等）の重要性を理解し正しく使用

◆ 法令・作業ルールの遵守

- ・各法令（労働安全衛生法、消防法など）の要求事項を明確にして遵守を徹底
- ・現場における作業ルール遵守の徹底（安全対策仕様書、工事共通仕様書、安全統一ルール17条等）

※1：スライド20 熱中症対策（12の対策）の徹底 参照

安全意識の向上・浸透	重点実施事項	要因・背景・理由等
発電所幹部の支援	①安全所長方針の浸透 ・発電所長から所員への周知 ・全体朝礼及び所員のお知らせを活用した周知 ・協力企業への周知と展開 (各会議体、各DBイントラ、ふくに企業ネット等を活用) ・各協力企業の朝礼への参加など、まずは現場に顔を出すこと ・現場においてあいさつや声掛けを実施する	・安全所長方針を体現すべく実施していく活動が「安全活動計画」であること。 この「安全活動計画」に基づき安全活動を実践していくことが達成すべき目標へ通じていることを理解する。
	②各グループの安全点検確認時の助言、指導 ・作業プロセス、ルールに沿っているか(※2) ・工具類の使用は適正か(※2) ・安全装備・保護具の着用は適正か	・重篤災害発生を受けて実施した「安全総点検」の劣化、形骸化が起きないように適宜指導を実施し、工事管理員や協力企業に引続き浸透させる。

危険作業抽出力向上	重点実施事項	要因・背景・理由等
災害防止対策	①リスクアセスメントの実施 ・準備・片付け作業時のリスク抽出 ・移動経路上の段差等(躓き・転倒)、扉の開閉・圧力差のある環境(はさまれ)、物の搬出(人力運搬)(飛来・落下)など過去の災害事例・OE情報を確認しリスク抽出 ・腐食・劣化等周辺状況のリスク抽出(グレーチング踏み抜き事象) ・リスクアセスメントやKYに関するノウハウの共有化やリスク抽出訓練を体感しリスク感度を向上	・2025年度に計画されている工事や業務(直営)についてリスクアセスメントを実施(過去の災害・OE情報を確認)し散在するリスクを抽出する。 その結果の対策や改善(リスク排除)を関係者へ共有する。 ・特に準備・片付け作業や移動(躓き・転倒)、扉の開閉(はさまれ)などによる災害が多発していることから重点的にリスク抽出を行い災害の発生を防止する。 ・腐食や劣化による危険に関してもリスク抽出し対策を実施する。 ・事務所や現場に注意喚起表示があるものは遵守する。 ・リスクアセスメントやKYに関するノウハウの共有化を図る。 ・リスク抽出訓練を体感しリスク感度を向上させる。

※2： スライド17 別紙1 参照

3-2. 2025年度 安全活動計画の取組み

12

危険作業 抽出力向上	重点実施事項	要因・背景・理由等
災害防止 対策	②-1安全点検の実施 ・安全点検運用要領を順守 ※詳細は別紙 1 を確認	- 安全点検運用要領に従い直営作業、訓練、各工事において作業者及び協力企業と一緒に安全点検を実施。 - リスクアセスメントで抽出された危険リスクに対する低減策の実施、手順や要領への反映、改善や是正を行い現場の危険リスクを低減する。
	②-2安全点検の実施 ・作業プロセス・ルール ・クリティカルステップとその確認行為 ※詳細は別紙 1 を確認	- 作業プロセス、基本ルールが手順書等に明確に示され作業関係者全員と共有されている事。 - 作業現場の危険箇所（回転体、動力部、充電部等）に対する物理的防護がなされている事を確認しリスクを排除する。 - 手順書はクリティカルステップを明示し、確認行為を記述する。
	②- 3 安全点検の実施 ・工具類 ※詳細は別紙 1 を確認	作業で回転工具（機器）使用する際は本来具備されているべき安全装置・保護カバーを取外す、無効化した状態で使用しないこと。
	②- 4 安全点検の実施 ・安全装備・保護具 ※詳細は別紙 1 を確認	- 作業において安全装備・保護具の着用、非着用の基準を手順へ明確化し未着用で作業することを防止する。着用の確認は作業関係者間で相互に確認すること。 - 法令上要求される装備については作業従事中は必ず着用する。 - 保護具着用の徹底、保護具の重要性について理解する。
	③TBM-KYへの参加 ・実効性のある内容で有効に機能しているかを確認する ・確認の際は「6つの重要な質問」を活用する ・TBM-KY、作業実施結果の振り返り（EM等）の推進	- 日々のTBM-KY活動に参加しリスクの共有や必要な指導・助言を行うと共に実施内容の実効性や作業プロセス・ルールが守られているか、安全上重要な事項が共有出来ているか確認する。 「6つの重要な質問」を活用し、リスクの共有ミスの未然防止に努める。 - 一日の作業について結果を振り返り、翌日以降の作業手順・環境を改善する。

危険作業 抽出力向上	重点実施事項	要因・背景・理由等
災害防止 対策	④安全対策仕様書、工事共通仕様書の遵守	・請負工事、業務（直営）作業における安全対策の標準化が図られるなど作業安全、災害のリスク低減を実施してきたが、安全対策仕様書、工事共通仕様書の遵守事項（作成書類、資機材、装備、標示）について請負方に要求している事項が確実に実施され、継続していることを確認する。
	⑤3H作業（工事・業務（直営））	・新たな3H作業についても引き続き、施工要領書の確認、作業手順の相互確認、安全対策等への指導・助言を行う。 ・3H作業のほか特殊な作業、工法の導入など状況に応じて原子力安全事前評価マニュアルに基づき安全事前評価を実施する。
	⑥MO活動 ・MO活動を通じて法令・作業ルール、作業環境、TBM-KYなど現場へ出向し適切に守られているかを確認する ・作業員との対話（良好事例、助言・指導など）により作業環境の改善を図り言い出し易い関係をつくる	・MO活動を発電所幹部や作業責任者が行い、作業現場における法令・作業ルール、リスクアセスメントやTBM-KYで決めた事が守られ、安全が確保されているかを確認し、作業員との対話（言い出し易い関係）や状況に応じ指導・助言をおこない現場リスクを低減する。
	⑦『現場作業者と顔の見える関係づくり』『受発注者が互いに言える現場づくり』を展開 ・各協力企業の朝礼への参加など、まずは現場に顔を出すこと。 ・現場においてあいさつや声掛けを実施する	◎第一線事業所：作業現場に出向く頻度を高め、顔の見える関係を作る ・委託、請負工事の現場出向時やMO活動時に所員が作業員と対話を重ね、顔と名前を覚えてもらい気軽に相談できる関係を構築する。 ・協力企業との対話で本音を聴き取り現場の状況を把握する。 ・現場レベル（作業員-担当者間）での対話・懇談の場を設定する。

危険作業 抽出力向上	重点実施事項	要因・背景・理由等
スキル アップ	①災害動画（1F, 2F, KKの実災害）動画の活用	・過去に実際に発生した災害（最悪結果）を振り返る（または知る）事で、作業における災害要因の排除の意識を高める。 ・事例検討においても活用し、類似災害の防止を徹底する。
	②OE情報、JIT情報の活用 ・過去の災害、OE情報に学び、現場のリスク抽出と排除を徹底する	・日々のMM、作業、業務（直営）等において事例を自らの業務に置き換え自らの対策として展開させる。 ・過去の災害事例、OE情報に学び、現場のリスク抽出と排除を徹底する。 ・事例検討においても活用し、類似災害の防止を徹底する。
	③労働災害情報の活用	・「伝わり、浸透し、活用される」観点で、他部門・他サイトの災害事例を共有し類似災害を発生させないよう所員、協力企業へ情報提供する。 （各会議体、各DB（イントラ、ふくに企業ネット）等を活用） ・過去の災害事例、OE情報に学び、現場のリスク抽出と排除を徹底する。 ・事例検討においても活用し、類似災害の防止を徹底する。

3-5. 2025年度 安全活動計画の取組み

15

対策の監視	重点実施事項	要因・背景・理由等
熱中症対策	①熱中症対策（12の対策※1）の徹底 ・作業計画、準備段階から『熱中症対策（12の対策）』を全員で共有し基本的な作業管理・健康管理、休憩管理について理解する。 ・作業前、作業中のWBGT値を測定しその結果に基づいた緩和対策（空調服・クールベスト・保冷材の活用）を実践する。 ・熱中症対策（12の対策※1）を必要に応じて適宜更新する。	・熱中症への正しい知識を持ち自らの体調管理から予防に努める。 ・作業時に着用する装備品が「3H」に該当していないかの確認を追加。 ・2F作業が初めて、久しぶりの協力企業、所員に対しては熱中症対策（12の対策※1）について作業着手前に周知し熱中症を防止する。 ・見直し・変更が必要な場合は専門家（水野産業医による監修）へ確認し意見を反映する。
	②体調チェックシートの活用 ・作業開始前・再開時チェックリスト活用を徹底させ、体調不良への早期対処で重症化を防止する	・個人の体調管理とその変化を見逃さないよう『体調自己チェック表』を活用する。 ・作業時に着用する装備品が「3H」に該当していないかの確認。 ・昼食を摂取（食事・水分等）したかどうかの確認。
	③熱中症予報の周知（イントラ、ふくに企業ネット） ・熱中症対策水、塩タブレット、対応キットの配備	・環境省熱中症予報サイトより当日・翌日のWBGT最高予想値をイントラ・ふくに企業ネットへ情報を掲載。発電所各所へ掲示し熱中症予防の注意喚起を促す。 ・熱中症指標モニターを発電所構内のWBGT値が常に確認できるように配備（配備済）する。 ・対策期間中はチェックポイント、給水所、休憩所へ対策水、予防品を配備する。（あくまで予防のための一方策である） ・管理区域での給水・休憩所の運用再開について検討を進める。
	④熱中症に対し継続学習出来る仕組みの構築 ・産業医講演会・・・熱中症対策期間 開始前 ・eラーニングを活用し熱中症に関する理解・知識の向上	・産業医を講師とした『熱中症防止対策』講演会を開催し熱中症に関する理解と知識の向上を図る。 （社員：eラーニング、協力企業：教育資料周知）
	⑤熱中症防止及び発生時の緩和対策	・熱中症発生時、重症化させない緩和策として発電所構内各施設にOS-1、保冷剤等を配備。 ・IOTウェアブルウォッチ【カナリア】を配備（本社購入）し熱中症リスクの検知、休憩時間確保等の一助として活用。 （昨年から継続実施） ・熱中症の緩和対策、発生時の応急処置（重症化させない）について周知を行い理解の浸透を図る。

対策の監視	重点実施事項	要因・背景・理由等
寒冷作業 対策	寒冷環境下作業の体調確認	・ 12月～3月の冬季は「寒冷環境化作業の体調自己チェック表」により現場出向前、作業中、作業後に体調確認を行い、体調管理に努める。 ・ 対策について定期周知し期間中の慣れによる風化を防止。
ルール遵守	①2F安全統一ルール 17条の遵守	・ 法令（労働安全衛生法など）や作業ルール（安全対策仕様書、工事共通仕様書、安全統一ルール17条等）が確実に実践されているか、相互（社員・協力企業）に確認する。 ・ パートナーシップ会議、安推協定例会、懇談会などで現場での課題・問題点を収集。 その結果を所員・協力企業へフィードバックする。
	②法令（労働安全衛生法等）、現場における作業ルールの遵守	・ 法令（労働安全衛生法、消防法など）や作業ルール（安全対策仕様書、工事共通仕様書、安全統一ルール17条等）が確実に実践されているか、相互（社員・協力企業）に確認する。 （福島第二では労基から2022年（当社1件、協力企業1件）、2023年（協力企業1件）、2024年（協力企業1件）の是正勧告書を受けている）

◎ <別紙1> 2025年度 安全点検実施時の確認事項を整理 (2024年度より継続実施)

・作業プロセス・ルール ・工具等の安全総点検

安全活動の取組み (危険作業抽出力向上)	確認事項
1.安全点検の実施 作業プロセス・ルール	●書類点検 ① 事前検討会資料の内容確認（安全点検結果，施工要領書含む） ② リスクアセスメントでのリスク抽出（準備、片付け、移動等付帯作業含む） されている事 ③ 作業手順が現場と乖離の無い事 ④ 作業手順へ具体的な図や写真等を用いて、関係者全員が理解できるよう 記載されている事。 ⑤手順書はクリティカルステップを明示し、確認行為を記述する ●現場点検（【危険物への物理的防護有無の点検】を含む） ① 事前検討会のリスクアセスメントシートで抽出したリスク低減対策を確実に 実施していること、及び手順書等の記載が実際の作業手順から乖離していない事 ② 危険箇所（回転体，動力部，充電部等）の露出等による災害発生リスクの ある箇所を含め、過去の災害事例や最近の不適合事例を参考にした リスク抽出・是正の実施 ③安全点検は、協力企業と監理員が協働して実施する
2.安全点検の実施 工具類	①刈払機については安全装置がない切創リスクの高いものの使用がない事 ②取扱説明書等に記載された用途以外の方法による使用がない事 ③安全装置・保護カバーを無効化しての使用がない事 ④改造品、メーカー推奨以外の修理品の使用がない事

項 目	概 要
安全パトロール	・ 協力企業との合同パトロール（4回／年） ・ 幹部パトロール（特別管理職による現場作業等の行動観察を実施（1回以上/月人）
キャンペーン	・ 夏季・冬季「安全活動強化運動」として、夏季、冬季特有の災害事例の周知及び作業前の体調自己チェック表による管理 ・ 熱中症防止対策の実施 ○ <u>産業医講師による講演会の実施（5/18実施済み）</u> ○ 産業医監修の研修資料を2F所員及び2Fに駐在する社員に対してeラーニングで実施、また協力企業に対しては、資料を配布し研修実施を依頼
安全推進協議会	・ 1回／月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、労働安全及び災害派生状況（他サイト情報含む）に関する情報提供や安全行動観察結果（良好、指摘）の周知と今後の取り組みの共有
パートナーシップ委員会	・ 1回／月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、協力企業の意見に対し改善を図る
<u>協力企業との懇談会</u>	・ <u>1回／四半期の頻度で懇談会毎に議論テーマ（原子力安全、作業安全、法令遵守等）を設定し協力企業と東京電力の取組みの共有及び、意見交換により対策を立案し共有を図る</u>

項 目	概 要
寒冷環境下作業の体調管理	・ 1 1月1日から3月31日の期間において、気温の低下による体調不良を防止するため、熱中症防止対策と同様に体調自己チェック表を使用し管理
振る舞い教育	・ ファンダメンタルズ※の浸透活動 協力企業への説明と冊子の配布 ※ファンダメンタルズ：日常的に業務に携わる全ての人たちが備えておくべき知識や技能、また、実践するべきふるまいをまとめたもの
OE 情報共有	・ OE 情報として、災害事例を所員および協力企業に周知し、教訓を生かすことにより必要な対策を実施する活動 ※運転経験情報：Operating Experience
マネジメントオブザベーション（MO）	・ 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況（作業実施状況など）を一定時間留まって観察し助言することにより、現場の改善につなげる活動 また、<u>コーチングによりMO力量を上げMO活動（現場WDN、パトロール等）によるリスク感知・抽出・排除の強化</u>
挨拶運動の展開	・ 「安全活動の強化」及び「熱中症防止対策期間」キャンペーンの一環として社員・協力企業が共同で出入管理所他に立哨し「あいさつ活動による災害の防止」や「熱中症防止の啓蒙活動」を実施する。



対 策	概 要
熱中症対策（12の対策）の徹底	・社員及び協力企業に対して、熱中症対策（12の対策）を徹底するため、周知を行い理解を深める。 ◆12の対策：厚労省「職場における熱中症予防対策マニュアル」を産業医監修のもとで「作業計画」「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「健康増進」の観点で12項目に整理した福島第二共通の対策
体調管理チェックシート運用	・個人の体調管理とその変化を見逃さないよう『体調自己チェック表』を活用する。
熱中症教育	・社員及び協力企業に対して産業医による熱中症防止対策について、教育の受講依頼・周知し理解を深める。 （社員：eラーニング、協力企業：教育資料 周知） ・産業医講師による講演会の実施（5/18実施済み） ・社員に対して、熱中症管理者の役割と現場配置について、教育の受講を依頼し理解を深める。（eラーニング）
熱中症対策水配備	・RW管理区域出入り管理エリア、Hx/B休憩所、事務本館に水分補給用飲料水を配備する。 ・管理区域外の巡視や直営作業等において、水分・塩分補給を指示し熱中症予防を図る。
塩タブレット配備	・作業員待合所、各管理区域出入り管理エリア、RW/B・Hx/B休憩所、事務本館に塩タブレットを配備する。
熱中症対策応急キット	・1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリア、作業員待合所、RW/B・Hx/B休憩所へ配備をし予防や『万が一の緊急時』に備える。
熱中症防止対策ウォッチ（カナリア）の活用	・熱中症対策ウォッチ（カナリア）を配備。所員及び協力企業を対象に貸与を行い熱中症リスクを早期に検知。

対 策	概 要
自動給茶器（ｽｰﾌﾟ飲料）運用	・ 1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリアにて運用中。
クールベスト・空調服の運用	・ 屋外作業時におけるクールベスト又は空調服使用を指示する。 ※詳細は、WBGT値による熱中症防止対策参照。
熱中症対策車両の運用	・ 業務車両のエンジンをかけ冷房をつけた状態にすることで、屋外の現場作業における休憩場所として活用する。 ※熱中症対策における業務車の使用について参照。
携帯用熱中症指標計の運用	・ 作業現場環境把握のために携帯用熱中症指標計の使用を指示する。
熱中症予報周知と注意喚起	・ 環境省熱中症予報サイトの情報を当日・翌日のWBGT最高予想値をｲﾄﾗへ掲載。併せて所内MMにて周知すると共に事務本館、121会議室、食堂前に掲示し所員への注意喚起を促す。 ・ 熱中症指標モニターを事務本館玄関、防護本部前、各S/B入口、RW/B入口、正門西門に掲示し、構内のWBGT値が常に確認できるように配備する。
熱中症注意喚起の垂れ幕掲示	・ 熱中症注意喚起の垂れ幕を事務本館玄関、防護本部に掲示し、水分・塩分補給及び休憩を促すことで熱中症予防を図る。

2025年度 安全所長方針

**ワンチームで安全な作業環境を構築し
みんなの笑顔を守ろう！**



- 全員が気楽に相談、顔の見える関係を作る！
- 準備から片づけ、移動にも気を払う！
- O E 情報に学びリスク抽出と排除を徹底する！

福島第二原子力発電所長
山口 啓